公　示　送　達　書

令和８年９月２４日付けをもって発送した下記の者に係る書類（通知書）は、発送を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明もしくは、国外への転出によって送達ができないため、当市役所高齢者支援課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8年　11月　12　日

七尾市長　茶　谷　義　隆

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
		氏　名
1	介護保険料充当通知書 105203884	荒牧 五郎
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
備考	介護保険法第143条および、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	

公　示　送　達　書

令和８年１０月２０日付けをもって発送した下記の者に係る書類（通知書）は、発送を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明もしくは、国外への転出によって送達ができないため、当市役所高齢者支援課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8年　11月　12　日

七尾市長　茶　谷　義　隆

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者 氏　名
1	督促通知兼納付書 500632419	佐藤 美香
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
備考	介護保険法第143条および、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	